屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する変更工事に係る完成検査前検査等

- 特定屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する工事（軽微な変更工事を除く）
  - （完成検査前検査要）
    - 溶接部検査と水張検査
      - (1)　側板、底板又は、アニュラ板（以下「タンク板」という。）の取替工事
      - (2)　側板の段の追加又は削減工事
      - (3)　タンク板におけるはめ板復旧工事（ノズル・マンホール等の取り外し、サンプリングカット等）
      - (4)　側板と側板（接液部に係るものに限る。）との溶接継手の溶接部補修工事
      - (5)　(8)以外の底部に係る重ね補修工事
      - (6)　底部に係る溶接部補修工事のうち(9)の要件を満足しないもの。
    - 溶接部検査
      - (7)　側板に係る重ね補修工事（接液部に係るものに限る。）
      - (8)　底部に係る重ね補修工事（側板から600ミリメートルの範囲以外の部分のみに係るもので張出し部を除く底部の面積の２分の１未満の規模のもの）
      - (9)　＊構造上の影響を与える有害な変形がないタンクの底部に係る溶接部（ぜい性破壊を起こすおそれのないものに限る。）補修工事のうち、タンク本体の変形に対する影響が軽微なもの
        ＊(9)にあっては漏れ試験も併せて実施すること（漏れ試験は完成検査前検査としては取り扱わない。）
    - 水張検査
      - (10)　(14)以外の側板に係る母材肉盛補修工事
      - (11)　(16)以外の底部に係る母材肉盛補修工事のうち、近傍の溶接部が(9)の要件を満足しないもの
  - （完成検査前検査不要）
    - 溶接部試験（漏れ試験）
      - (12)　(7)以外の側板に係る重ね補修工事
      - (13)　(4)以外の側板に係る溶接部補修工事
      - (14)　タンク板におけるノズル、マンホール等の取付工事、溶接部補修工事
      - (15)　屋根に係る工事
    - (16)　側板及び底部に係る肉盛補修工事（溶接部に対する熱影響が軽微なものに限る。）
- 特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する工事
  - （完成検査前検査要）
    - 水張検査
      - (1)　タンク板の取替工事
      - (2)　側板と側板（接液部に係るものに限る。）、側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあっては底板）との溶接継手の補修工事
      - (3)　底部に係る重ね補修工事（特定屋外貯蔵タンクの変更の工事における(5)に同じ。）
      - (4)　底部に係る溶接部補修工事
  - （完成検査前検査不要）
    - (5)　側板の接液部以外の部分に係る溶接部補修工事
    - (6)　タンク板におけるノズル、マンホール等の取付工事
    - (7)　(3)(4)以外の底部に係る補修工事
    - (8)　屋根に係る工事

※表４－２－１（別添）に掲げる「確認を要する変更工事とする小規模な溶接工事」を除く。

図　４－12－１